

## 運輸安全マネジメントに関する取り組み

### □令和3年度の取り組み

#### ○令和3年度 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、最優先します。
- (2) 安全輸送に関する関係法令を遵守し、全従業員に徹底します。
- (3) PDCAサイクルを継続し、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

#### ○令和3年度 of 取組結果

- (1) 輸送の安全に関する目標と達成状況  
「重大事故 0 件」 ※自動車事故報告規則第2条に規定する事故 … 達成  
「有責事故件数および修繕費用 2019 年度比 30%削減」 … 達成
- (2) 事故の概要  
○重大事故 0 件、軽微事故 27 件  
<軽微事故内訳>  
○人身事故 2 件、物損事故 25 件  
○有責事故 24 件、他責事故 3 件

#### ○輸送の安全のための措置と取組結果

- (1) 関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守するために、運輸安全会議を 8 回開催しました。  
社長、安全統括管理者および役員、運行管理次長、営業所副所長、整備主任者による法令および運行概況、車両整備に関する情報の共有を図りました。
- (2) 年末年始輸送の安全総点検期間に社長および安全統括管理者等による営業所巡視を実施しました。
- (3) 輸送の安全に関する教育および研修を実施しました。
  - ①乗務員年間指導教育計画に基づき、安全教育を実施しました。
  - ②事故や災害を想定した訓練を実施しました。
  - ③外部機関が開催する輸送の安全に関する研修へ参加し、輸送の安全に関する知識の習得、運転技術の向上を図りました。

### □令和4年度の取り組み

## 1. 令和4年度 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、最優先します。
- (2) 安全輸送に関する関係法令を遵守し、全従業員に徹底します。
- (3) PDCAサイクルを継続し、絶えず輸送の安全性の向上に努めます

## 2. 令和4年度 輸送の安全に関する目標

- ① 「重大事故 0 件」 ※自動車事故報告規則第2条に規定する事故
- ② 「有責事故件数および修繕費用 2019 年度比 35%削減」

## 3. 輸送の安全のための重点措置

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用、支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を1年に1回以上実施し、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

## 4. 輸送の安全に関する計画

- (1) 会議
  - ・ 管理部門と実務責任者による運行会議（月1回）
  - ・ 指導者会議（8月・3月）
- (2) 教育・研修
  - ・ 国土交通省の指導監督指針に沿った安全教育
  - ・ ドライブレコーダー映像を用いた事故対策研修
  - ・ 非常時対策研修
  - ・ タイヤチェーン脱着研修
  - ・ ブラッシュアップ研修（対象：大型二種免許取得3年以内）
- (3) 事故防止運動
  - ・ 春の全国交通安全運動
  - ・ 秋の全国交通安全運動
  - ・ 年末年始の安全総点検

- ・無事故特別強化運動（安全キャンペーン）
- (4) 健康管理体制の拡充
  - ・弊社雇用看護師を中心とした健康管理の徹底推進
  - ・SAS 簡易検査を全運転士に実施
  - ・脳ドック健診
  - ・インフルエンザ予防接種の推進（一部費用補助）
  - ・ストレスチェックの実施（年1回）

## 5. 輸送の安全に関する投資計画

○安全装備費用…23,100 千円

眠気検知機器フィーリズム・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー通信費、アルコール検知器更新、車両リース料（6両）、運行管理端末、道路情報通信費

○健康管理費用…2,200 千円

定期健康診断、新型コロナウイルス感染対策、インフルエンザ対策、脳ドック、検温機器類

○安全教育等費用…1,200 千円

自動車安全運転研修、適性診断、運転記録証明書、無事故表彰

合計…26,500 千円

## 6. 輸送の安全に関する内部監査の結果

2021 年 12 月～2022 年 2 月に輸送の安全に関する内部監査を実施した結果、点呼簿井・運行指示書・行程表等の運行帳票類をはじめ事故・苦情の面談指導など安全管理体制の向上に取り組んでいることを確認しました。

## 7. 行政処分の公表

弊社、本社営業所は中部運輸局より以下の処分を受けました。今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

<対象営業所>本社営業所 <事業内容>一般乗合旅客自動車運送事業 <処分の内容>輸送施設の使用停止（60 日車） <違反概要及び適用条項>無車検運行（旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条） <当該処分に基づき講ずる処置> 整備管理体制を見直し、整備事務員を 1 名増員しました。これにより、車検及び法定点検等に関するチェック体制を強化しました。 <処分を受けた日> 令和 4 年 1 月 7 日

## 8. 輸送の安全に関する指揮命令系統

別紙【PDF ファイル】連絡体制表

## 9. 安全統括管理者および安全管理規程

安全統括管理者…小野寺 善昭（岡崎営業所長）

安全管理規程…別紙【PDFファイル】

以上